

甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 平成27年8月24日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（6名）

委員長	三浦進吾君	副委員長	滝川美幸君
	山本今朝雄君		小浦宗光君
	保坂芳子君		樋泉明広君

欠席委員（1名）

長谷部 集 君

傍聴議員（8名）

議長	有泉庸一郎君	金丸幸司君
	五味武彦君	小澤重則君
	清水正二君	斉藤芳夫君
	米山昇君	内藤久歳君

説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	有泉善人君	総務部長	坂本太久己君
生活環境部長	長田治君	秘書政策課長	内藤博文君
総務課長	生山勝君	消防防災対策室長	斉藤晴彦君
市民窓口課長	佐野勝馬君	税務課長	古屋正彦君
市民活動支援課長	長谷川秀明君	学校教育課長	横森貴志君
図書館長	剣持豊彦君	総合政策係長	丸山英資君
総務係長	小澤明君	市民生活係長	新津誠君
図書館総務係長	坂本和代君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 武川 訓 書記 山岡 広司

書記 石原 大助

審査内容

- 1 第2次甲斐市総合計画について
- 2 甲斐市総合戦略について
- 3 甲斐市人口ビジョンについて
- 4 国内・海外販路開拓支援事業について
- 5 甲斐市個人情報保護条例の一部改正の概要について
- 6 平成27年度甲斐市総合防災訓練について
- 7 甲斐市民温泉条例の一部改正の概要について
- 8 意見交換会について

開会 午後 1時26分

○書記（山岡広司君） 改めましてこんにちは。

総務教育常任委員会ということで、ご参集ご苦労さまです。

きょうの総務教育常任委員会につきましては、8件ほどの案件があります。よろしくご審議をお願いします。

審議に入る前に、お手元にお配りさせていただきました資料、カラーの資料になりますが、資料の2ページになるかと思えます。差しかえということで、よろしくお願いをしたいと思えます。

それでは、三浦委員長よりあいさつをいただき、進行をお願いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） こんにちは。ご苦労さまでございます。

先ほどこの窓をあけたら、涼しいというようなお話が出ましたけれども、ことしは猛暑日が14日も連続であったと。全く3番目ぐらいに暑い年でございます。

台風も15、16と来ている中で、16号は余り本土には影響ないようでございますけれども、15号につきましては、石垣島のほうでは瞬間風速71メートルというふうな大変大きな台風でございます。これから九州のほうに一部上陸するかなというふうな台風でございます。私ども山梨県には余り影響がないかなというふうに思うわけでございますけれども、台風の影響がないようお願い申し上げ、これより委員会を始めたいと思えます。

ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会します。

なお、長谷部委員は欠席の連絡がありましたので、報告申し上げます。

本日の会議を開きます。

○委員長（三浦進吾君） 本日の委員会は、担当より次第にありますことについて説明、報告等を受けたいと思えます。

最初に、（1）第2次甲斐市総合計画についてを行います。

それでは、担当よりご説明をお願いします。

内藤秘書政策課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） お疲れさまでございます。

それでは、秘書政策課から資料に沿ってご説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

第2次総合計画基本構想についてでございます。

1ページをめくっていただきたいと思います。

現在、中間素案として、市幹部職員で構成されます総合計画本部会、あるいは課長で構成されます部会、係長などで構成されます作業部会などにこの案を提示するとともに、総合計画審議会においてもご審議をいただいているところでございます。議員の皆様にも中間素案をごらんいただき、第1次と同様にご意見をいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、概要をご説明申し上げます。

1ページ、第2次総合計画の中間素案の構成でございます。

これは総合計画の全体の構成を示しているものでございまして、総論、それから基本構想、基本計画、推進方策と財政計画、それに参考資料という構成を考えております。

今回この後ご説明申し上げますのは、この中の2の基本構想の部分でございます。

それでは、別冊になっておりますが、第2次甲斐市総合計画基本構想（中間素案）を見ていただきたいと思います。

まくっていただきまして、裏のところに目次がございます。

第1章が甲斐市の特性と課題、第2章で踏まえるべき社会の潮流、第3章が将来像、第4章が基本目標と政策体系、第5章で総合計画の推進方策の5章立てとなっております。

次に、3ページに移らせていただきます。

第1章の甲斐市の特性と課題でございます。

3つの項目を挙げておりまして、1として、甲斐市の特性として、地理的特徴、位置、人口などを要約して述べております。2としまして、合併の成果と課題と題しまして、この10年に取り組んできた事業と第1次総合計画の市民アンケートから読み取れる成果と課題について触れております。

4ページをお願いします。

甲斐市の由来と題しまして、この3月に市長の提案要旨で触れておりますが、甲斐という名前の名称の由来について、ここで述べております。

次に、第2章、踏まえるべき社会の潮流といたしまして、4つの項目、少子高齢化と人口

減少、資源・環境制約への対応、東京五輪・リニア中央新幹線のインパクト、厳しい財政下での市政運営と協働の4つを挙げています。

少子高齢化と人口減少では、国レベルでの人口の動態、減少に向かう人口、これによる生産年齢人口の減少による経済の衰退への懸念、高齢化による負担、これらに対する地方創生の取り組み及び本市での状況を記述しております。

2番の資源・環境制約への対応につきましては、世界的にエネルギー資源の制約が国の経済社会にとって大きな課題となっていること、また市でもこれらを生かし、市民の安全・安心、地域や地球環境の向上に資する持続的なまちづくりが求められていることを記述しております。

5ページに入りまして、東京五輪・リニア中央新幹線のインパクトの部分につきましては、このビッグイベントによるさまざまな影響を活用していく必要があると記述しております。

4番目で、厳しい財政下での市政運営と協働についての部分では、限られた予算の中で、市民、地域コミュニティ、議会と市の協働の必要性、広域的な交流と協働について述べております。

続きまして、6ページをお願いします。

第3章、将来像についてであります。

基本構想の中心であります将来像についてであります。

この部分では、第1次の総合計画において定めました「緑と活力あふれる生活快適都市」における組み立てである「活力創造都市づくり」と「快適居住都市づくり」の2つのテーマについて、アンケートや担当の施策評価などから、1次の将来像へははまだ道半ばということで、引き続き2次においても、将来像として「緑と活力あふれる生活快適都市」を掲げて、まちづくりに取り組むといたしております。

続きまして、7ページをお願いします。

基本目標と政策体系でございます。

ここでは、将来像実現のための基本目標を定め、その下に具体的な政策と施策を展開していきます。

9ページをちょっとごらんください。

体系図がありますが、左に将来像「緑と活力あふれる生活快適都市」の実現のために、基本目標を5つ設けております。第1次ではこの部分を基本政策と言っておりましたが、下に政策あるいは施策などが位置づけられますので、今回はこの部分を基本目標と名称を変え

ております。

それから、これまで6本柱から5本柱というふうにしております。これは各課で施策ヒアリングを行うとともに、これから力を入れていくべきものを集中して基本目標を組み立てたもので、教育と福祉、環境を大きな柱としているものであります。

なお、この順番につきましては、優先順位でないことをご承知いただきたいと思っております。

それでは、部分についてご説明申し上げますので、もう一度7ページにお戻りください。

まず、基本目標の「創甲斐教育による甲斐的文化の創造」につきましては、これから甲斐市を担う人づくりに力点を置くという視点から、教育、文化に重点を置いたまちづくりを目指すものでございます。

続きまして、「健やかで心ふれあう安心な暮らしの創造」につきましては、人口減少の克服の取り組みとなる子育て支援や健康、高齢者福祉など、福祉関係をまとめております。

「美しい景観と快適で安心安全な都市基盤の創造」につきましては、都市機能の充実と防災、防犯、交通安全などをまとめたものであります。

8ページにお移りください。

「自然と生活が調和した環境都市の創造」につきましては、今後重要テーマであります環境を特出しにしまして、重点的に取り組むことといたしました。

最後に、「協働と交流による未来を拓く活力の創造」につきましては、甲斐の由来でもあります交流と、甲斐市まちづくり条例でも唱えております協働を軸に、産業振興やまちづくりを推進することと位置づけております。

以上が5つの基本目標でございます。

最後に10ページをお願いします。

第5章で、総合計画の推進方策についてであります。

第1次総合計画においては、一番最後の6つ目のところにありました「住みよさをみんなで築くまちづくり」の中の部分にありました行政改革の推進等の一部を、今回総合計画の推進方策として別章に、別立てにいたしました。行政改革に推進、公共施設の適正管理、行政評価の実施公表、職員の人材育成と適正な定員管理の4つを別に出しまして、総合計画の中を支える部分として取り組むということであらうとされているところでございます。

以上が第2次総合計画の基本構想の中間素案であります。

議員の皆様には、第1次総合計画の際と同様に、第2次総合計画基本構想（中間素案）に対する要望、質問事項という用紙を今回別添で用意いたしましたので、またこちらのほうで

中を読んでいただき、ご意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

ございますか。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） すみません、1点教えていただけますか。

今の課長の説明の中で、第1次総合計画が2006年から10年、11年から15年ですか、前期、後期が終わって、今度第2次になるわけですが、第1次総合計画について、10年間ですね、どのような検証をされたか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 第1次総合計画の実施年度は今年度までですので、現在やっている最中ですが、昨年の1月、2月に市民アンケートをいたしました。それによって満足度の高いものということで、庁舎整備の推進や公園整備の推進、上水道の整備や庁舎における窓口対応の充実、あとごみ・し尿処理施設の充実、学校教育の充実などが満足度が高いものとして市民のところから支持されるところでございます。

それから、反面、満足度の低いものも幾つか出ております。商店街の活性化、あるいは公共交通等の整備や利用促進、工業機能・商業機能の立地促進、農地の流動化の促進など、市民にとって満足度の低いものというような評価もいただいている部分で、施策についての分析をしているところでございます。

一方で、職員のほうに各事業における施策の評価をしていただいております。順調に進捗、大きな成果を達成しているというそれぞれ評価で、自己評価ですが、しております。例えば高齢者福祉の推進、介護保険制度の充実など、あるいは現在進行中で一定の成果があるような点について、生涯学習の推進や拠点となる地域の整備、一方で、反面、進捗が停滞、てこ入れが必要などが公共交通機関の利用促進や産学官連携の推進など、幾つかの項目が挙がっておりますので、これらをアンケートあるいは施策評価をあわせながら分析をしているところでございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） すみません、あと1点お願いします。

今説明の中に、第1次の場合の基本政策ということで、6項目ですか、将来像がありましたですね。今回は基本目標として5項目に減っている、内容もかなり変わってきていますが、その辺の背景はどうしてでしょうか。教えていただけますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 6項目から、第2次の案として、今、5つにまとめ直したところでございますが、1次のほうで6つでそれぞれ取り組んできておりますが、今後、一番重要な課題としては、人づくり、教育、あるいは福祉、あるいは環境が挙げられるというふうに子どもでは考えておまして、それを特に基本目標として今回、特出しとしてテーマに出しているわけでございます。

今までの1次のそれぞれの事業がなくなったわけではございませんので、それぞれに割り振っているところございまして、「安全で快適に暮らせるまちづくり」の中を「美しい景観と快適で安心安全な都市基盤の創造」と「自然と生活が調和した環境都市の創造」に分けて、それぞれでテーマで取り組むというような形になっております。

また、住みよさをみんなで築くまちづくり、先ほど言いましたが、行政改革等の推進等を総合計画の目標の中に入れなくて、別立てで。総合政策を支える推進として別枠にしたりしたところございまして、5本にまとめたところでございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

○委員（山本今朝雄君） ありがとうございます、

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） さっき山本議員から聞かれた分析、調査した結果を今、資料としてつくっていると言うんですが、そういったものは私たちにも何か示していただけるのでしょうか、今の段階で。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 市民へのアンケート及び職員の先ほどちょっとお話をしました施策のそれぞれの評価などの資料につきましては、後日お渡ししたいと思いますので、お願いします。

○委員長（三浦進吾君） いいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 議員の意見も聞くということで、何か用紙をいただいてというお話、それは一応締め切りみたいなのはどれぐらいと考えているんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） なかなかボリュームがあるものですので、読んでいただいて、意見をいただきたいということで、たしか用紙のほうに15日というふうに日が入っていたと思いますので、よろしくをお願いします。

〔「入ってない」と呼ぶ者あり〕

○秘書政策課長（内藤博文君） 申しわけございませんでした。資料に入っていないことなので、きょうじゅうにお渡ししますが、一応15日を目安にこちらのほうへいただきたいというふうに思っています。よろしくをお願いします。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） きょうの新聞でしたか、あした何か市民の方に意見を聞く会をやるという話ですが、それはどんな感じなんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 今回の策定については、市民の多くの皆さんに参加をいただくということで、新聞紙上でも紹介されておりますが、中学生をお願いして、アンダー15と言って、中学生の方々が新しい施策を提案するというようなワークショップとか、この間、先日までやっておりましたが、県外に在住した方々を集めてワークショップをやりまして、今回のあした開かれる会合で発表をしていただきますが、そんな形で、そういう若い人たちの意見もいただくという形でとっております。

あしたは、そういう形でアンケートもとっていますが、不特定多数で参加できるような形で、市民の皆さんから新しい施策を提案していただきたいということで、広報等で呼びかけて、開催するものでございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） ちょっと初めてなんでちょっとお聞きしたいんですけども、これは9ページが一番下の欄に交流と協働による何とか何とかと書いてありますよね。右のほうに行って、グレーゾーンの下のほうに活力あふれる産業振興ということも書いてあるんですが、基本目標の5のことを言っていると思うんですが、どうも産業振興、地元の商工に対する助成とか、振興とか、そういったものがあんまり定かに書いてない。ということは、どっちかという、もう今のじゃなくて、将来的なことは書いてあるんですが、地元の商工業、農も含めた、こういったものの振興の方策というのがここに展開されてないんですよ。これで果たしていいのかどうかというところをちょっとお聞きしたいんですけども。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） これは、今お示ししました9ページを見ていただければわかりますが、将来像と基本目標と政策を書いております。この右側に四角の枠で「各種施策を記載」というふうにあります。こちらがこれから策定します基本計画の部分になっています。

計画の部分では、例えば今の話でいえば、活力ある産業振興という部分の右側のそれによら下がる施策の中で、各種商工業の振興とか、助成とかという、そういう事業の施策の名前が出てきまして、それにより細かくうたっていくというふうな形の体系をとる形になるという形で考えています。

○委員長（三浦進吾君） 五味議員、

○議員（五味武彦君） それはわかるんですけども、基本目標の5の中に、いわゆる地域ブランドの開発、創業支援、起業支援というふうに書いてあって、企業誘致とか、いろいろなのが書いてあるんですが、今の現状の農工商の方々に対しての一言も書いてないんですよ。やっぱりこれ、入れるべきじゃないかなと私は思うんですよ。

将来的なことになろうけれども、現状の人たちをどうするか、将来にわたってどうする、どう保護しておくというかな、助成とか、そういったことを考えているのかという部分が一行もちょっとないような気がするんですが、こちら辺にちょっとつけ加えるべきじゃないかなと。それによって、施策という部分が展開されるのかなと思うんですが、いかがですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 今、議員さんがご指摘なのは、例えば8ページの基本目標5の5行目から10何行目ぐらいのところにもうちょっと具体的に書いてあったほうがいいというお話ということでよろしいでしょうか。わかりました。

この辺、今、ご意見承りまして、またその辺で、この辺、今、先ほども言いましたが、各部会あるいは分科会等で再度内容的にたたいておりますので、その辺のこと、その辺におろしまして、再度どう書くかということで検討したいと思います。ありがとうございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で第2次甲斐市総合計画についてを終了いたします。

次に、（2）甲斐市総合戦略についてを行います。

それでは、担当より説明をお願いします。

内藤秘書政策課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） それでは、総合戦略についてご説明申し上げます。

資料は、今回差しかえをお願いいたしました資料でございます。申しわけございません。これから注意しますので、よろしく申し上げます。

これは、国が昨年、人口ビジョン、あるいは総合戦略を唱えまして、国と地方における人口ビジョンと総合戦略のイメージでございます。これでちょっと描いていただければということで、今回これを出させていただきました。

上の段が国の施策です。下の段が地方公共団体であります甲斐市ということで書かせていただいております。

国では、長期ビジョンとして、2060年までに人口の関係で、人口減少問題の克服、2060年に1億人程度の人口を確保するというところで展望しております。そのほか、人口減少の歯どめ、あるいは東京一極集中の是正、そのほか成長力の確保の大きな展望を持ちまして、それに向かって総合戦略を組み立てているわけでございまして、国では基本目標といたしまして4つ挙げております。「地方における安定した雇用を創出する」、「地方への新しい人の流れをつくる」、それから「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、それから「最後に時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携す

る」、この4つの基本目標を設けております。このそれぞれの目標に政策パッケージというものを考えておまして、それぞれの目標を出しております。

「地方における安定した雇用を創出する」については、右側の政策パッケージの欄で、農林水産業の成長産業化として、6次産業の市場を10兆円、あるいは就業者数を5万人創出する。あるいは訪日外国人旅行消費額を3兆円に持っていきたい。雇用者も8万人の創出をしたい。

「地方への新しい人の流れをつくる」の部分では、地方移住の推進、年間の移住あっせん件数を1万1,000件、あるいは企業の地方拠点の強化、拠点効果件数を7,500件、雇用者数4万人増加。

あるいは、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」という目標につきましては、若い世代の経済的安定、若者就業率を78%に、2013年では75.4%でした。そのほか、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援、支援ニーズの高い妊産婦への支援の実施を進めたいと。

最後の「時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」施策につきましては、政策パッケージとして、小さな拠点の形成、あるいは定住自立圏の形成促進などを施策パッケージとして国では挙げているわけでございます。

これに呼応して、地方自治体でも人口ビジョン、それぞれの人口ビジョンと総合戦略を策定するよにということ、現在、取り組んでいるところでございます。

甲斐市におきましても、中期的展望の中で、人口現状の分析や人口の将来展望などを考えまして、人口のビジョンを考えると。それに伴う甲斐市の総合戦略につきましても、国の4つの柱に合うように、具体的な施策に取り組むところでございまして、この3月に先行事業として幾つかの先行型の事業を議会で議決をいただきまして、今実施しているところでございます。

「地方における安定した雇用を創出する」部分につきましては、甲斐市の総合戦略の策定事業とか、国内・海外販路開拓支援事業、あるいは「地方への新しい人の流れをつくる」ということは、移住定住・二地域居住の促進事業、あるいは甲斐市魅力情報発信事業、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ということでは、定住促進ウェブサイトの構築とか、今福祉で考えております切れ目のない子育ての環境の整備、今検討中でございますが、このような事業が考えられるのではないかと。「時代にあった地域づくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」には、地域連携推進事業、防災メールの配信でござ

ございます。それから、甲斐市パーソナルサポートセンター設置事業などが位置づけているところがございます。

現在、各課において、対応するような、国のこの基本目標に対応するような事業はないか、再度拾い上げを進めているところございまして、具体的な施策を挙げながら、戦略をつくっていきたいというふうに取り組んでいるところでございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いいたします。

ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） これ、ちょっと国のとちょっと見比べて、いろいろ言ってもあれ、今からなんでしょうけれども、まず2019年までの5カ年の総合戦略と2060年までということで、かなり漠然とした目標なんですよ、余りにも。というのは、これはどうして数とかなんか全く出ないんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） この説明の部分ですね、長期ビジョンというのは人口でございまして、人口を、ちょっと先の話、45年も先の話なんです、2060年までの人口の推計をつくるという部分がございます。一方で、総合戦略のほうは、この5年間、ことしから5年間ですが、の部分の集中した、基本目標に対する集中した事業の拾い上げをして取り組むようにということで成り立っているものでございます。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） それはわかるんですけども、具体的なものがないという感じがするんですけども、そんなことはないんですか。ほかの、それぞれの部署では、もうかなり進んでいるんですか。ここには載ってないけれどもということなんですかね。

国のほうは、かなり結構はっきりした数の目標というのがありますけれども、ないんで、それはどうなの。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 例えば、甲斐市のほうで戦略の具体的な施策のほうで、総合

戦略の策定は別としまして、甲斐市の海外への販路開拓事業、あるいは魅力情報発信事業等、それぞれの事業には、今回先行事業ですので、国のほうで目標を定めて、それに取り組むよ
うにということで、申請時から目標値を定めておりますが、ここにはちょっとまだ記載され
ておりませんが、目標値を定めて取り組むことになっております。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） じゃ、あるんですね。何で載せないんですか。だって、そういうもの
がなければ、だって検討も何もできないじゃないですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 今回は、この総合戦略の概要のイメージを理解していただく
ということで、そこまで細かく記載していませんが、今これから、今現在つくって、今後、
また総合戦略ということで皆さんにお示しをして、その中では、それぞれの事業のKPIと
言いますが、目標値を出した上で、皆さんにご検討いただくという形を考えております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） それはいつごろになるんですか、具体的なものが出てくるというのは。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 秋ごろにはまとめるということなんで、次回ぐらいには出せ
るような形で取り組んでいるところでございます。

○委員長（三浦進吾君） いいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） この長期ビジョンとか人口ビジョンを、一応国が何らかの形で、1回、
今、資料の差しかえの問題がありましたよね。差しかえてみたら、前にもらったのと今回の
と中身がこういうふうに変っているということは、国がこういうふうに変え

てきたということ、あるいは我々側のほうがこの表現をそういうふうを受けとめ方を変えて
つくりかえて提出したのか、その辺はどんなふうな考えに解釈したらいいですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 今回の資料の差しかえにつきましては、申しわけないですが、
国のほうの政策パッケージが、4つの基本目標にそれぞれ施策パッケージが挙がっているの
ですが、お手元の差しかえの前を見るとわかるように、一番上の「地方における安定した雇
用を創出する」政策パッケージが他の3つのパッケージのデータにそのままコピーされて、
新しくなってごさいませんので、正しいものに変えたというだけでごさいます。申しわけご
さいませんでした。

〔「何も変わってない」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） もう一度言います。

一番上の政策パッケージをですね、その下のほうに同じものがコピーされていて、ものを
ちゃんとしたものに直したということで、今回差しかえをさせていただきました。

○委員長（三浦進吾君） 斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） それは、だから私が聞いたのは、受け取る側のほうで判断をしてつく
ったことなんでしょうかと聞いているわけ。同じようなことを同じように書いてあるから、
これは抜粋だろうというふうに推測できるわけだもんで、市側がこういう資料をつくるとき
に、受け取り方をそういうふうにおかしい表現になっておるな、これはと。だから、我々側
としては、我々側として、これの受け取り方をこういうふう直して書いた文書なのか、国
自体がそういうふう直してきたことなのかと聞いている。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 私どもが資料をつくる時に間違えてしまったということで
ごさいますので、再度おわび申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにごさいますか。

有泉議長。

○議長（有泉庸一郎君） 今、総合計画から総合戦略のことで説明をいただいたんですが、こ
れ、最初にあるように、基本構想の前の中間素案ということで理解はしているんですけど

も、先ほどから答弁の中で、秋ごろまでにこういう皆さんのご意見を伺うことが1つ、1次の総合計画の検証をすることが1つ、いろいろご答弁いただいて、あした総文であるそれも、1つのこの中間素案に対する皆さんのご意見を聞くという工程の中の1つと考えていいわけですね。

それで、非常にそういうことが大切だと思うんで、それでここに国の長期ビジョンとか、いろいろあるじゃないですか。これを、例えば人口減少問題の克服とか、いろいろ国で考えていることがあって、甲斐市でもこう考えていくというようなここに書いてありますけれども、これをですね、まずこの国の方針みたいなものが、皆さんに、市民に理解されているかということが一番問題だと思うんですよ、これから総合計画をやっていく上でね。言葉ではこうだけでも、この辺の周知の方法とか、非常に大変なことだと思うんですけれども、一般の市民の方にこういうことを。だから、先ほど課長が言われたように、中学生の年代に説明するというのも非常に大切なことだと思いますけれども、そういうことを含めて、皆さんにまずこういうことが将来的には問題だからこそ、こういうことを考えていくんだというような、難しいと言えればそれまでだけでも、そういう周知の方法、皆さんにご理解いただけるような方法というのは何か、一概に言えと言っても、なかなか難しいとは思いますが、いろいろそういうことも当然考えておられますよね。どうですかね、その辺の。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） この総合戦略につきましては、まさしく国のほうもさまざまなところでフォーラムあるいは説明会を開いておまして、いろいろな人に総合戦略、人口ビジョンにおける人口減少の状況とか、それに対応する総合戦略の国の取り組みなどを、新聞紙上も含めまして、いろいろなところで見聞きし、わかるように説明を積極的にやっているところでございます。

甲斐市につきましても、いろいろな方法で、先ほども総合計画とちょうど策定期間が一緒になっておりますので、総合計画の先ほど言いましたアンケートの中へ入れるとか、あるいは中学生なんかの説明会をやる、あるいはいろいろなことをやるということで、広報に載せるとか、あるいは新聞にお願いして記事を書いてもらうとか、メディアを使ってのPRとか、いろいろな方法を使って、何とか市民の方には伝えたいなというふうに考えているところでございます。

○委員長（三浦進吾君） 有泉議長。

○議長（有泉庸一郎君） ぜひそういうふうな方向でやってもらって、市でやることですから、要するに先ほどから何回も言うようだけれども、中学生とか、小学生にはどうか分からないけれども、いずれ学校教育の中でこういうこともやっぱりやっていかなければならないということになれば、やっぱり教育委員会なんかとも、当然学校とも話し合いをしながら、これ、2060年なんて45年も先の話だもの、ほとんどここにいる人たちは死んでいますから、やっぱり今中学生とか、今の子供たちに周知するような方法をぜひ考えてもらって、わかりやすく、みんなが理解できるように、非常に難しいことだと思いますよ。思いますけれども、ぜひそういう努力をよろしくお願ひしたいと思います。要望で結構ですので。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で甲斐市総合戦略についてを終了いたします。

次に、（3）甲斐市人口ビジョンについてを行います。

それでは、担当よりご説明をお願いします。

内藤秘書政策課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 続きまして、地方版人口ビジョン、甲斐市の人口ビジョンについてお話をさせていただきたいと思います。

別冊で、甲斐市人口ビジョン（中間素案）というものをつけさせていただいております。これ、前半ですね、中間素案ということで、今、いろいろ出してみたところで、皆さんにご提示するところがございます。前半から、最初から33ページまでは、これまでの甲斐市の人口の動向を分析したものでございます。出生から、あるいは転出・転入、どういうふうに移動しているかとかも含めて、国勢調査のデータ、あるいは住民基本台帳のデータ、あるいは新しく取り扱うことができたビッグデータであるRESASというデータがあります。それらをつけて、これまでの状況の分析を書いておりますので、ちょっときょうはこれではなくて、資料につけました資料でちょっとお話をさせていただきたいと思います。

資料の3ページをお開きください。

国から来た資料でございますが、国の長期ビジョンを勘案して、それぞれの自治体の人口の現状を分析して、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するようというところで、国のほうと同じような形を出すことになっております。

人口の現状の分析につきましては、人口の動向と分析、将来の人口の推計と分析、あるい

は人口の変化が地域の将来に与える影響の分析、考察等に取り組むようにということになっております。

1 ページめくっていただきまして、現状分析のイメージですが、動向分析としまして、総人口や年齢3区分別人口、これは0歳から14歳まで、15歳から64歳まで、あと65歳以上ですが、そんな形で3区分別の人口、あるいは出生、死亡、転出、転入等の時系列の状況を分析して、推計をすることになっております。

真ん中の将来人口の推計と分析というふうにあります、仮定値を変えて幾つか推計を試みて、どの推計値となるだろうかということを検討するよにということ、この辺は、国の推計の計算シートがございますので、これらを活用して取り組むものでございます。

一番下にありますが、現状の傾向のまま人口が推移した場合、将来の地域住民への生活や地域経済、地方行政に与える影響などについて分析を必要となってきます。

5 ページを開いていただきますと、人口の将来展望と下にありますが、右側のイメージとして、数字、推計では青い線なんです、施策の効果によって人口の減少がどこまで抑えられるか、そんな形で、戦略とともに含めて、どこの人口をイメージするかということをつくり上げるものでございます。

その後、6 ページ、7 ページ、横で見えていただくとわかりますが、先ほどの推計をということ、今回ちょっと推計を試みたものでございます。

左側の国勢調査データによる推計ということで、平成22年国勢調査の数値が7万3,807人でした。これから一番下の青い丸ポチの下から3番目のライン、これがよく言われる国立社会保障・人口問題研究所が推計している甲斐市の人口の推計の数値でございます。最終的に平成72年、2060年になりますと、ここの数値でいきますと5万428人という数字が出ています。

それから、下の赤い線は。昨年、一昨年ですか、日本創成会議というところが「地方消滅」という本を出しましたが、そこで言っています人口推計の甲斐市の部分の数値です。これは平成52年までしか出ていませんが、52年で5万9,283という推計をそれぞれしているところがございます。

この計算式でさまざまなパターンを、例えばしたにありますが合計特殊出生率、子供が1人当たり何人産まれるかという形で推計を、維持、あるいは移動データを途中で移動率ゼロなどにして推計すると、今のところ推計で一番高い数字は、2060年、平成72年が6万1,611という数字が出ています。これは国からいただいた計算式のいろいろ数字をいじって、こんな

感じで人口が推計できるという数字でございます。

そうはいつでも、こうやって見て、例えば国立社会保障・人口問題研究所の数字にしても、かなりの人口減少は推定できるというようなことでございますので、それをどういうふうにより下がりを持ち上げていくか、どういう施策を打つかというのが今後の課題になってくると考えております。

もう一つ、右側ですが、先ほどのデータは、国勢調査のデータをもとに推計をしたところでございます。また、住民基本台帳と言われる数字というものは人口としてありますので、試しにこれはやってみた数字でございます。

平成22年の同じ段階で、国勢調査の数字と住基台帳の数字というのは、1,000人ほど数字が違っていました。移動率も違うので、ここから推計しますと、先ほど一番上のパターンでいくものが、同じ条件の計算でいきましても、6万3,578という数字が出るものでございます。

こんな形で、どこで甲斐市の人口ビジョンの数字を決めるか、あるいはどこに落ちつかせるかということが今後の課題になってきますが、とりあえず、今のところ私どもで推計して出たデータをお示したところでございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で甲斐市人口ビジョンについてを終了いたします。

有泉部長。

○企画政策部長（有泉善人君） 先ほど課長のほうから3つの項目につきましてご説明をさせていただきました。甲斐市総合計画、それから総合戦略、そして先ほどご説明しました人口ビジョン、この3つの項目につきましては、基本的にご理解をしておいていただきたいのは、第2次総合計画を立てるに当たって、たまたま国が地域創生という形の中で、これからの地

域づくりを進めていく上で、まず将来的な人口を各地区ごとに、地区ごとといいますか、自治会は把握しなさいということで、将来的な人口ビジョンをまず考えなさいと。

日本全国が人口が減っていくという中で、甲斐市がどのくらいの人口減になるのか、もしくは現状の維持ができるのかというその推移をした中で、その総合戦略の中で、今後5年間の中で特に力を入れていく分野にどういうものを甲斐市が考えるのか。その中で、人口をできるだけ減っていくであれば、抑える施策を打ち出して、まちづくりに努めていかなければならないという計画が総合戦略になります。

これは5年間の計画になりますので、第2次総合計画につきましては、10年計画を今、考えておりますので、それは5年間の総合戦略を踏まえて、第2次総合計画の10年間の計画をつくっていききたいということで、それぞれの3つの項目について、関連がしてありますので、総合計画をつくるに当たっては、人口をまず考えて、その上で特に力を入れる分野を考えて、10年間のまちづくりを進めていくということで今、作業を進めておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、議員さん方からもぜひまちづくりに対するご意見等をいただきたいと思っておりますので、この説明が終わった後、担当のほうから用紙を配るということですので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 次に、（4）国内・海外販路開拓支援事業についてを行います。

それでは、担当より説明をお願いします。

内藤秘書政策課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） それでは、国内・海外販路拡大支援事業についてご説明申し上げます。

3月の追加の補正でお願いしました事業の1つでございます。具体的には、龍王源水を台湾に輸出し、売り出そうというプロジェクトでございます。

目的としましては、地域資源の特産品などを国内外への新たな販路開拓の展開を図り、市内中小業者の活性化や雇用の拡大を推進するという目的を持っております。

事業内容といたしましては、龍王源水などの海外PR、販路の開拓事業でございまして、台湾へミネラルウォーターであります龍王源水を販売し、販路拡大事業でございます。

事業計画といたしましては、台北あるいは高雄のフードイベントに参加をするということで、1番に台北のPR事業として、2015の日本酒主義のJapanese Sake Exhibitionという

ビジョンがありますが、これは、ここに出店するところに、下のほうにもありますが、ものをもし持って行って、そういう受け入れがあれば、そこで売ってもらいたいというような事業ですが、実際には、2の高雄のPR事業に、高雄食品見本市のほうに市長がトップセールスで出かけて、こちらのほうで販売をしたいというふうなことで、今、計画をしているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、今現在、商標登録の事務を進めておりますが、その後、輸出請負及び台湾イベント業者との委託契約、あるいは龍王源水の製造、これはつくるのは上水道課に業務委託をしまして、上水道課でつくっていただくという形になると思います。

それから、先ほど言いました台北での事業であれば9月、あるいは10月の高雄の食品見本市のほうでトップセールスを行っていききたいと。その後、事業の検証及び評価を3月までにしていくというふうなスケジュールで取り組む予定でございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

ございますか。

よろしいですか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） この輸出プロジェクトのこの販路で、どのぐらいの利益を考えているのかという目標というのはあるんですか。売り上げ。やってみなければわからんという。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） とりあえず今回、1万本を向こうのほうに持っていく予定ですが、販路開拓なので、まさしく開拓ということで、新しいところへ売り出していくということで、いろいろな情報を集めながら取り組んでいくというふうに考えておきまして、具体的な売って幾らもうかるとか、利益については、ちょっと今のところ数字を持っていないところでございます。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 目標を持たないでやるということですね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君）　今回は最初ですので、あくまでも販路拡大ということで中心に取り組んでいくところでございます。

○委員長（三浦進吾君）　よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君）　なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君）　この目的と事業内容の中に、いわゆる市内の中小業者の活性化や雇用の拡大、それが台湾へのミネラルウォーターの販路拡大とどこにどういう接点があって、どういうふうにつながってくるのでしょうか、お尋ねしたいんですけども。

○委員長（三浦進吾君）　当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君）　確かに今回、ここの中に市内の中小企業が参加しているという今のところ状況ではございませんが、新しいうちのほうで水が売れるという台湾への新しい販路を拡大することによって、そのチャンネルを利用して、市内の、あるいは中小業者がそちらのほうへの新しいものの売りという形で、新しい道筋ができればというふうな形で、それを目指して取り組むものでございます。

○委員長（三浦進吾君）　斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君）　水をつくるんじゃないくて、じゃその業者さんは、結局卸とか流通をする業者さんという考え方でいいということですね。水自体は、市の水道局でつくって、外注につくってもらっているんだから、販路のための販売店というか、問屋さんというか、商社というか、そういうたぐいの考え方でいいということですね。

○委員長（三浦進吾君）　当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君）　本来、おっしゃるとおり、水道事務所で水をつくりまして、向こうに販売をする販売の相手を見つけて、それで向こうで売ってもらうという形ですが、今回トップセールスで食品見本市に行くときに、いろいろな資料を持っていったりして、新しい甲斐市のものを向こうにPRできて、当たらしいその販路、ルートを利用して、そうい

うふうな形で市内の業者が新しい販路拡大ができればというふうに考えております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 今後のスケジュールの8月のところで、輸出請負及び台湾業務イベント業務委託契約と。どんな業者なんですかね。輸出請負が別で、それから現地で台湾のイベント業務するのが別で、その2社との契約という形でしょうか。どんな会社なんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

丸山係長。

○総合政策係長（丸山英資君） 輸出につきましては、横浜港まで源水を運ぶ関係となりますので、製造メーカーとあわせた中で、その輸出業者のほうにまずは横浜まで運ぶ契約。今度横浜から台湾のほうへ送り込んで、向こうの高雄市におけるイベントへの参画手続を行ってもらい2つの業者と契約を一応検討している状況です。

○委員長（三浦進吾君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） 金額は幾らだかわかりませんが、質問が2つもあれなんで、あと1つだけ。

龍王源水の製造がありますよね。最近、単価が今までより下がったという話を聞きます、1本当たりの単価が。製造単価、こういうのは、どんな状況で下がったんでしょうか。課が違つか。

〔「水道」と呼ぶ者あり〕

○議員（五味武彦君） 水道でなければだめか。ああ、そうか。いいです。割愛してください。

〔発言する者あり〕

○委員長（三浦進吾君） でも、ある程度わかっているね。

じゃ、いいですね。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で国内・海外販路開拓支援事業についてを終了いたします。

次に、秘書政策課関係のその他に入ります。

秘書政策課より報告等がありましたらお願いします。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 来月9月の議会において、補正を出させていただきます。案件につきましては、ふるさと応援寄附金のいただいた方に返す特典の費用が、それを用意する費用が、当初80万円という形で用意をしておったわけですが、件数が多くなっておりまして、足りなくなりますので、その辺の補正をお願いするという形で、その辺を中心に補正をお願いするという形になりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（三浦進吾君） 報告が終わりました。

この件につきましては、定例会の案件でありますので、質疑は省略させていただきます。

次に、秘書政策課関係で委員の皆さんより特にお聞きしたいことがございましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようでありますので、以上で秘書政策課関係、その他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時40分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

次に、（5）甲斐市個人情報保護条例の一部改正の概要についてを行います。

それでは、担当よりご説明をお願いします。

生山総務課長。

○総務課長（生山 勝君） 大変お疲れさまです。

総務課の生山です。よろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料で9ページをお願いいたします。

先月の総務教育常任委員会では、マイナンバー制度の概要、通知カード及び個人番号カードなどにつきまして説明をさせていただきました。本日は、マイナンバー制度導入に伴いまして、厳格な個人情報保護措置を講ずる必要があることから、甲斐市個人情報保護条例の所要の改正を行うものでありまして、その一部改正の概要につきまして説明をさせていただきます。

なお、条例の一部改正につきましては、9月定例会に上程させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

1番、改正の理由でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、略して番号法が本年10月5日に施行されます。個人番号は重要な個人識別機能を有しているため、番号法では一般法の個人情報保護法などよりもさらに厳格な個人情報保護措置を講じております。また、番号法第31条では、地方公共団体にも特定個人情報の保護のために必要な措置を講ずるように規定をしております。

番号法における特定個人情報の保護に関する規定は、地方公共団体に対しましても適用されることとなります。しかし、番号法第29条の行政機関個人情報保護法等の特例や第30条の情報提供等記録についての特例は、一般法であります行政機関個人情報保護法や個人情報保護法の読みかえとして規定をされております。一般法は、国の行政機関や独立行政法人等の取り扱いを定めたものでありまして、地方公共団体の条例には適用されません。このため、地方公共団体には、一般法の読みかえの趣旨を踏まえて、条例の整備を行うことが求められていることから、本市におきましても、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために、甲斐市個人情報保護条例の一部を改正するものであります。

2番目といたしまして、改正のイメージ図でございます。

次に、本市の個人情報保護条例の一部改正のイメージ図を説明させていただきます。

個人情報保護に関する一般の法律は、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3本があります。個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利と利益を保護することを目的に、個人情報保護関係の法律が平成15年5月23日に成立をしたところであります。

一方、合併前の3町では、情報公開条例との整合性を図るために、町民の個人情報をより適切に保護し、行政に対する信頼を確保するため、国に先んじて個人情報保護条例を制定し、甲斐市誕生時におきましても、高度情報通信社会の進展や個人情報の利用が拡大していることから、引き続き平成16年9月1日から施行をしておるところでございます。

10ページをお願いいたします。

その後、マイナンバー関連の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律と、その法律の施行に伴う地方公共団体情報システム機構法がそれぞれ平成25年5月31日に成立をしたところであります。

マイナンバー関連法では、先ほどの改正の理由でも述べましたが、特定個人情報について、一般の個人情報よりも厳格な保護措置を講じていること、また地方公共団体にも特定個人情報の保護のために必要な措置を講ずるように規定をされております。

ただし、番号法第29条の行政機関個人情報保護法等の特例や第30条の情報提供等記録についての特例は、一般法である行政機関個人情報保護法や個人情報保護法の読みかえとして規定されております。一般法は、国の行政機関や独立行政法人等の取り扱いを定めたものであるため、地方公共団体の条例には適用されません。このため、地方公共団体には一般法の読みかえの趣旨を踏まえて条例の整備を行うことが求められていることから、本市におきましても、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために、平成16年の合併時に制定されている甲斐市個人情報保護条例の一部を改正するものであります。

3、改正の内容でございます。

ここで訂正をお願いいたします。中段に太字で「2 改正の内容」とありますが、数字の「2」を「3」に訂正をしていただき。「3 改正の内容」となります。よろしくをお願いいたします。

3、改正の内容につきましては、左側の欄には番号法第29条の情報提供等記録を除く特定個人情報、右側の欄には、第30条の情報提供等記録を踏まえたそれぞれの改正内容を項目ごとの一覧表にしました。

11ページからは、10ページの一覧表の項目ごとに移動の詳細を掲載しました。

11ページからの改正内容につきましては、定例会におきまして詳細説明をさせていただきますので、黒丸の改正の項目のみとさせていただきます。

黒丸の定義の規定の改正内容であります。

次に、利用及び提供の制限の規定の改正内容、また保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求の規定の改正内容、12ページをお願いします。開示、訂正、利用停止に関する規定の改正内容、また開示、訂正時の移送に関する規定の改正内容、13ページをお願いいたします。他の条例による開示の実施との調整に関する規定の改正内容、また訂正の通知先に関する規定の改正内容、14ページをお願いいたします。利用停止の請求の条件に関する規定の改正内容をそれぞれ示させていただきました。

改正内容の詳細につきましては、9月の定例会の条例審査におきまして説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上となります。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

この件につきましては、定例会の案件でありますので、普通ですと質疑はお受けしないところでございますけれども、大変、概要について、特にお聞きしたいことがございましたらお願いします。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で甲斐市個人情報保護条例の一部改正の概要についてを終了いたします。

次に、（6）平成27年度甲斐市総合防災訓練についてを行います。

それでは、担当よりご説明をお願いします。

斉藤消防防災対策室長。

○消防防災対策室長（斉藤晴彦君） どうもご苦労さまでございます。

消防防災対策室より平成27年度甲斐市総合防災訓練につきましてご説明をさせていただきます。

お手元の資料15ページのほうをよろしくお願ひいたします。

平成27年度甲斐市総合防災訓練実施要領『概要版』をお願いをいたします。

まず、1といたしまして、訓練の目的につきましては、突如発生する地震を想定し、市・自主防災組織・防災関係機関等が相互に連携をし、協力体制に努めながら、迅速かつ適正な防災・減災活動を実施し、もって防災意識の高揚を図ることを目的とするものでございます。

次に、2といたしまして、訓練実施、協力機関につきましては、市、市議会、自治会の自主防災組織、消防団、日赤奉仕団、陸上自衛隊、N T T東日本、甲府地区消防本部西消防署等の協力をいただきながら行うものでございます。

3といたしまして、実施期日につきましては、今月の8月30日の日曜日、雨天決行で行います。

4といたしまして、実施場所につきましては、分散会場方式としまして、各自治会の一次避難場所と関係機関との合同訓練の場所といたしまして、今年度は竜王地区、玉幡中学校体

育館、竜王保健センターのほうで実施をさせていただきます。

5、訓練の想定につきましては、東海地震観測情報の発表中、気象庁が監視するデータにさらなる異常が見つかったため、東海地震の前兆現象の可能性が高まったという判断から、東海地震予知情報の発表を経て、内閣総理大臣から警戒宣言が発令されたことを想定として訓練のほうを行います。

6といたしまして、訓練の重点項目といたしましては、(1)として減災への取り組みとして、被害を最小限に抑えるため、自助・共助による備えや訓練が必要とされており、家庭内における備蓄品の確保、家具の転倒防止、連絡手段などの減災への取り組みについての啓発を行うとともに、資料16ページをお願いいたします。(2)といたしまして、昨年度から実施しておりますシェイクアウト訓練を行っていただくところでございます。

シェイクアウト訓練は、地震から身を守るための3つの安全行動を約1分間行っていただきます。まず、机等の下などに入り、まず低く、頭を守り、動かない。地震の際に真っ先にすべき3つの行動を行っていただきます。

7といたしまして、訓練の概要につきましては、各自治会については、8時のサイレンと同時に、自宅におきまして、先ほどのシェイクアウト訓練を行っていただき、その後に各自主防災組織の一次避難場所等に集まっていただき、各自主防災組織ごとに計画をした訓練を実施していただきます。

2の消防団につきましては、6時30分を目安に、本部から防災メールによる非常参集訓練を行い、その後、8時のサイレンと同時に、各地区において市民の誘導。消火・放水等の訓練の指導を行っていただきます。また、火気を使用する場合には、細心の注意を行っていただくように消防団のほうにお願いをさせていただきます。

(3)市職員につきましても、消防団と同じく、6時30分を目安に本部から防災メールによる全職員一斉の招集訓練、警戒本部設置訓練、支援要員派遣訓練においては、各地区に職員が出向きまして、応急救護、炊き出し、減災啓発などを行うところでございます。

(4)といたしまして、市議会におきましては、対策本部の設置、また情報伝達を行っていただけることとなっております。

(5)といたしまして、日赤奉仕団につきましては、要請自治会における応急救護訓練を行っていただきます。

(6)といたしまして、その他関係機関合同訓練につきましては、指定避難場所であります玉幡中学体育館において避難所設営運営訓練、福祉避難所であります竜王保健センターに

においては要支援者支援訓練を行うところでございます。

また、NTT東日本によります災害時優先電話の使用訓練、消火栓からの給水訓練等もあわせて行うところでございます。

訓練の周知につきましては、既に防災委員、自治会連合会の会議等におきます説明、また広報、ホームページの掲載などにより周知を行っているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

ございますか。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） すみません、ちょっとお聞きします。この関係機関の合同訓練ってありますよね。これはどういうあれで決まるんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

斉藤室長。

○消防防災対策室長（斉藤晴彦君） 関係機関の合同訓練につきましては、毎年輪番制で、竜王、双葉、敷島地区という形で輪番制で、関係機関との合同訓練の場所を決定させていただいた中で実施をさせていただいております。

昨年度におきましては、双葉地区で、孤立集落解消ということで、清川地区でのヘリコプターを使った訓練を行ったところで、敷島地区ですね。

今年度につきましては、竜王地区ということで、特に避難所と、あと福祉避難所の関係の訓練が今までやったことがないという形の中で、たまたま竜王地区については、玉幡中学校、その横に竜王保健センターがあるということで、2つの訓練が同時にできるということで、今年度は竜王地区のその2つの会場を決定をさせていただいて、訓練を行うこととなりました。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） もし自治会で希望すれば、そういうことは可能なんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

斉藤室長。

○消防防災対策室長（齊藤晴彦君） たまたま今回につきましては、竜王地区、玉幡中学校の指定避難場所になっております中八幡自治会、下八幡1区自治会の協力を得た中で訓練を行うところでございますけれども、自主的に全自治会の中でそういう訓練をとという形になっても、職員等の当然配置の問題、関係機関等のやはり協力要請等が出てきますので、その辺につきましては、輪番制で回っておりますので、来年は双葉地区に行くという形になりますので、またその辺は、防災委員さん、自治会長さん等と訓練内容等を検討した中で、場所のほうをまた決定をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（三浦進吾君） 山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 非常に合同訓練となりますと大規模になるわけですよ。それで、防災訓練の日に同時にやりますんで、今度の場合は玉幡中学校といいますと、中八幡と八幡新田1区ですか。だけがその訓練ができるわけです。普通であれば、こういう訓練は多くの人が見学できるとか、そういう方法をとってほしいと思うんで、その辺はそういう考えはありますか。

ですから、その実施の日を変えて、多くの人に参加してもらって、実際の合同訓練を見るような方法を考えられるかどうか、その辺どうでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤室長。

○消防防災対策室長（齊藤晴彦君） いろいろ担当のほうでも考えたんですけども、やはり指定避難場所については、自治会ごとに避難場所が決まっておりますので、その中で、その指定避難場所のほうに、たまたま今回、中八幡区、八幡新田1区という形の中で、約600人くらいの方が一応協力自治会の人たちが協力していただけるという形になりました。他の自治会の方が、またそれに入ってくださいという形になると、逆に人数的なものの中での訓練が無理になってくる場合もございますし、逆に、自治会のほうでぜひ避難場所での訓練という要望がある場合につきましては、この防災訓練の日以外にまた担当のほうと、防災対策室のほうとちょっと日程等を協議させていただいた中で、極力そういう訓練ができればというふうには担当のほうでは考えておりますので、逆に防災訓練の日という形ではなくて、また防災訓練以外のときにもそういう訓練をもし自治会のほうで考えていただけるのであれば、市のほうとしても協力をした中でやっていければというふうに考えております。

○委員（山本今朝雄君） ありがとうございます。またぜひ考えていただきたいと思います。

それから、もう一点ですね。今回の防災訓練で、下八幡2区ですけれども、何か市の職員

に来ていただいて、防災知識の啓発をやっていただけるようです。そのとき、このシェイクアウト訓練をぜひその啓発のときに取り入れてほしいと思うんですが、そういうことはお願いできますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤室長。

○消防防災対策室長（齊藤晴彦君） 当然、普及啓発という形の中で、当然自助・共助、自分の命は自分が守るが最優先になりますので、その訓練啓発にあわせた中で、シェイクアウト訓練につきましては、広報等のほうでも載せさせていただいていますし、ホームページのほうでも載せさせていただいておりますので、ただ、職員については、もう各訓練会場等、もう今度の日曜日になりますので、周知はもうしてはございますけれども、また周知できる部分については、職員のほうについてもまた周知をした中で、当日PRをしていただくようにさせていただきたいと思います。

○委員（山本今朝雄君） ありがとうございます。お願いします。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 福祉避難所ですね、あると思うんですけども、内容的にはどういったものを考えているんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤室長。

○消防防災対策室長（齊藤晴彦君） 当然福祉避難所につきましては、市民部が一応窓口となって行うわけです。

まず今回につきましては、指定避難場所に、当然基本的に避難場所となるところに災害があれば集まってくれと。その中で、要支援者の方については、先に避難をしていただくという形になっております。これにつきましては、避難運営マニュアルの中でもそういう形になってございますので、そこから要支援者につきましては、1回避難を体育館にさせていただくんですが、そこから要支援者ということで、福祉避難所のほうに、消防団、自治会の方々とあわせた中で、福祉避難所までまず遅らせていただいて、福祉避難所の中で当然うちの保健師等がいますので、当然体調管理、ここでの生活をする上での注意点等々を一応説明させていただいた中で、今後こういう福祉避難所についてはこういう形ですよというまず説明をさせていただいた中で、のまず訓練を考えております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 実は、昨日県立図書館で障がいを持った方の災害時の避難ということに対して、各、例えば県の障害者協会の会長とか、聴覚障がい者、それから視覚障がい者、それから高齢者の会長さんですね、そういう方が話をしたんですよね。やっぱりそういうときに、そういう方も、甲斐市のそういう協会の方とか来ていただいて、福祉避難所を実際にどういうふうにするのか、そういう方がそれぞれの障がいによってどんな要望があるかとかというのを、いい機会なので、ぜひそういう方も参加していただいて、ご意見を伺うとかというふうにすると、より効果的かなと思うんですが、その辺の考えをちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

斉藤室長。

○消防防災対策室長（斉藤晴彦君） 今年度につきましては、まず市でも福祉避難所の開設というのは初めてのことで、まず職員がどういう形でどういうふうに接すればという形と、当然要支援者については、現在、やはり名簿についても手挙げ方式の形になってございますので、今後においては、そういうボランティアの方々、そういう方々の協力を得た中で、より一層訓練が、いい訓練ができるような形をとれるように、今回は無理といたしましても、今後において、いずれにまた訓練が終わった後、うちのほうも反省点を踏まえた中で、関係者の方々とちょっとお話をさせていただいて、今後に向けてのちょっと訓練内容等をまた確認をしていただければと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） いいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 手挙げ方式ですよ。だけれども、手挙げ方式だけだと、救い切れないものがあって、じゃどういう要望があるんですかというきのう話が出たんですけれども、やっぱりそういう現場に行って、実際に行ってみて、ああ、これが足りないなとか、ああ、こうなるんだなということもすごく大事なので、今回急にあれかもしれませんけれども、ぜひそういった方のご意見を聞く場とかやっていただければ、甲斐市でもやっていただければと思いますので、ぜひ、要望ですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） 先ほど山本委員さんからのご意見の中にもありましたけれども、第一次避難所の訓練というものは非常に大事だということは、この前の一般質問でもさせていただいていますけれども、なかなか進まない状況かなと思います。先ほど室長さんからお話の中で、やはり自治会からの要請があれば、それを考えていただけるというお話ですが、自治会といっても、1つの避難所に集まるのは、幾つかの自治会が1つの避難所に集まる場合に、その地域の自治会長さんたちの意見が一致しないと、なかなかその訓練もできないということになると思うんですけれども、そういうことに対して、自治会連合会のほうには積極的に働きかけていただいているのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤室長。

○消防防災対策室長（齊藤晴彦君） 連合会の中でも、1回そういう話がたしか出ました。その中で、先ほどと同じように、やはり防災訓練の日ですと、やはり関係機関、また職員等の人数も不足をしているという形の中で、また別途、日にち等を考慮した中で、各連合会の中で調整をしていただいて、市のほうと、当然学校の体育館等ですので、学校の当然クラブ活動もごございますけれども、早目に言っていただければ、関係自治会等と打ち合わせをした中で、できるような形でというお話も1回させてはいただいておりますので、また機会があるときに、その辺の話はさせていただくようにいたします。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） ぜひ積極的に、やはり手挙げ方式、なかなかそれはなかなか進まないのかなと思いますので、そういう形があるということ積極的に行政のほうから自治会長さんたちのほうに常に働きかけていただければ、進んでいくのではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 要望ですね。

○委員（滝川美幸君） はい。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 防災訓練で、各地域で消火器を使いますが、これは無料で全部詰めかえをしてくれているんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤室長。

○消防防災対策室長（齊藤晴彦君） 消火器訓練につきましては、防災のほうの防災訓練補助金のほうで詰めかえの費用は全額見させていただき形となっており、自治会のほうからも、各自治会からそういう形の中での申請も上がっております。

○委員長（三浦進吾君） 小浦委員。

○委員（小浦宗光君） これは数には制限ないですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤室長。

○消防防災対策室長（齊藤晴彦君） 防災訓練補助金につきましては、限度額が最高限度額10万円、また各世帯掛ける200円プラス基本額と、どちらかの安いほうという形になっておりますので、最高でも10万円までという形の中での金額として、各自治会のほうには通知をさせていただいております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 山本委員の質問の関連ですけれども、希望すれば、ほかのところでもっていいよということなんです、たしか私、一般質問で6月に島上条公園、もう開設して3年にもなるのに、何もやってないんじゃないかと。どこかやるべきではないかという話をしました。そのときに、坂本部長が秋口には計画しているよという話を聞きました。今どんな状況か。坂本部長のほうがいいんですか。ご説明いただければありがたいなと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤室長。

○消防防災対策室長（齊藤晴彦君） 10月25日に山梨県との協賛で、山梨県地震防災訓練を甲斐市の島上条公園と敷島総合文化会館をメイン会場として、大規模な訓練を一応実施をさせていただきます。

今現在、県のほうと訓練の内容等を調整をさせていただいておりますけれども、やはり県

土の大規模な訓練という形になりますので、やはり敷島地区の周辺の自治会の皆様方のご協力も得なければならないと。これにつきましては、防災委員会、自治会連合会の会議の中でも話をさせていただいておりますけれども、訓練の内容といたしまして、当然ヘリを使っての救出訓練、ただこれ、救出訓練につきましては、一応島上条公園で、今考えて、県で考えているのは、清川地区と敷島総合公園を使って、あとおろすのが玉幡公園も使った中での救助訓練、それと、あと島上条公園との間の道路を閉鎖した中での瓦れき撤去訓練とか、消防署のはしご車を使った救出訓練、また放水訓練等々、今、かなり大規模な計画を今県のほうと調整をさせていただいておりますので、この訓練内容につきましては、9月の定例議会の最終日の全員協議会の中で、一応内容等については、細かい内容等は説明させていただくように、現在、調整させていただいているところでございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 大分細かく説明していただいたんで、ありがとうございます。

ただ、住民への周知という部分になると、広報等々、今度は10月号になるのかな。これで十分間に合う日程かな。25日。そうですね。これでも事細かに参加趣旨、そこら辺のことを説明したPRをぜひお願いしたいということで、これは要望で構いません。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で平成27年度甲斐市総合防災訓練についてを終了いたします。

次に、総務関係、その他に入ります。

総務部より報告等がありましたらお願いします。

斉藤室長。

○消防防災対策室長（斉藤晴彦君） その他ということで、消防防災対策室から報告をさせていただきます。

先ほどご説明させていただきましたけれども、9月定例議会におきまして補正予算をお願いするものでございます。

これにつきましては、先ほど説明させていただきました10月25日に開催します県との地震防災訓練に伴います会場設営等に係りますテント等の経費として、使用料及び賃借料につきまして増額補正をお願いするものでございますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（三浦進吾君） この件につきましては、定例会の案件でありますので、質疑は省略させていただきます。

次に、総務関係で委員の皆さんより特にお聞きしたいことがございましたらお願いします。ございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、以上で総務関係、その他を終了いたします。ここで暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時15分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

次に、（7）甲斐市民温泉条例の一部改正の概要についてを行います。

それでは、担当より説明をお願いします。

長谷川市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） お疲れさまです。

それでは、市民活動支援課から、来る9月定例会に甲斐市民温泉条例の一部改正案を提案させていただきますので、改正案の概要について説明をさせていただきます。

資料につきましては、18ページをお願いいたします。

7月の総務教育常任委員会におきまして、今年度指定管理者の募集をするに当たり、市民温泉の経営状況につきまして説明をさせていただきました。利用料金の改定を予定していることをご理解していただいたところでございます。

まず、1の現状の①指定管理者による管理でありますけれども、市民温泉施設は、平成20年度から公募により指定管理者を導入しまして、山梨交通株式会社が管理運営を行っております。第2期契約期間が平成23年度から5年間となっておりますので、今年度の平成27年度が最終年度となっております。

次に、②収支状況であります。近年の燃料費等の高騰によりまして、平成24年度から電気料、燃料費に関しまして、決算額から5カ年計画の申請時の計画額を差し引いた増加分が指定管理料の10%を乗じた金額以上となった場合、補てん対象額としまして、市及び指

定管理者が2分の1ずつ負担するという市民温泉施設の指定管理料の変更に関する基準に基づきまして、高騰分の2分の1を市が指定管理料の補てんとして行っております。平成26年度につきましては、約600万円の補てんを行っております。

また、指定管理者を導入した最初の2年間は黒字でありましたが、平成22年度からは赤字決算となっております。平成26年度は約600万円の補てんを行っております。その補てんを行いましても、約300万円の赤字でありました。

③の指定管理者の募集ですが、平成28年度から平成30年度までの3年間で第3期指定管理契約期間としまして、指定管理者を10月ごろ募集する予定であります。

したがって、来年度以降の指定管理者を募集するに当たりまして、利用料金の改定により収入の確保を図り、温泉施設の収入状況の改善を見込むことで、指定管理者の募集の環境整備を図りたいと考えております。

次に、2の利用料改定案であります。市内の小・中学生、68歳以上、それから身体障がい者につきましては、現行料金150円を200円に、高校生から67歳までにつきましては300円を400円に、また市外の小学生以下につきましては300円を400円に、中学生以上につきましては600円を800円に、身体障がい者につきましては150円を200円に改定したいと考えております。

改定の割合としましては、おおむね3割の増額とし、市民温泉の設置目的が市民の健康増進と福祉の向上を図るためのものであることから、利用者の区分にかかわらず、同じ割合での改正案とさせていただきます。

また、参考資料としまして、資料19ページに近隣の主な公営温泉の利用料金一覧、20ページに市内の民間温泉の利用料金一覧を掲示させていただきました。

資料19ページにまた戻りまして、表の下になりますけれども、休憩料につきましては、市内の方は無料、市外の方は200円のまま据え置きとしたいと考えております。

また、この改定案の料金と平成26年度の実績の利用者数から試算しますと、約1,700万円の増収見込みとなりますが、利用料の改定による利用者数の減少等を考慮しますと、最終的に約900万円が増収となる見込みでありまして、平成26年度決算での最終赤字分300万円と燃料費等の高騰分として市から指定管理料の補てんとして支払いました約600万円を合計しました約900万円を補えると考えております。

この利用料の改定案が議決された場合には、本年10月以降、広報、ホームページへの掲載や温泉施設内への掲示等により周知を図り、平成28年4月1日から新料金としたい

と考えております。

以上、甲斐市民温泉条例の一部改正の概要につきまして説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

この件につきましては、定例会の案件でありますので、質疑はお受けしないところですが、特にお聞きしたいことがありましたらお願いします。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 1点いいですか。すみません。

この新料金の案でございますけれども、これは68歳以上が200円、50円プラス、それから市外の600円が800円ということでありますよね。ただ、この近隣のこの内容を見ましても、なかなか800円というところはないんですよ。それで、800円のところは結構内容もいいし、温泉の質なんかもいいし、甲斐市の場合、これ、今の状態で800円の料金にしますと、かなりお客が減るんじゃないかと思うんですよ。ですから、今までかなり市外の方も利用してくれていますんで、800円にして、お客さんが減ってしまったじゃ、これ、意味がないと思うんですよ。

それと、あと市内の68歳以上、この人たちは、年間では約半分ぐらいの利用者ということになっていますよね。ただ、収入の面では、150円ですから、3分の1ぐらいということで、赤字の原因になっているわけでございますけれども、その辺の68歳以上をもう少し値を上げて、それからこの市外の800円をちょっと下げる。この憩いの場を存続か廃止かということになった場合に、市民の方に仮にいろいろなアンケートをとっても、ご理解いただけるような気がするんですが、その辺どうでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） 昨年利用料のアンケートもとらせていただいた中で、確かに市内の一般の方については安いと。全体的に安いというふうな形で、もう少し上げて大丈夫というふうな結果もいただいておりますけれども、先ほど説明もさせていただいた中で、改定の割合については、おおむね3割の一律というふうな形の中で、市民温泉の設置目的であります市民の健康増進と福祉の向上を図るためということの中で、同じ割合での改正とさせていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 言わんとすることもよくわかりますけれども、改定によって何とかしようというところが、また逆にお客さんが減ってマイナスになるようじゃ、意味がないと思うんですよね。

それで、この検討委員会でも、存続に向けたいろいろな検討の案もあるようでございますけれども、その前にも、無料の日がありますよね、年間に。幾日かあるわけですね。そういうものも指定管理者と相談して、仮に6日あるものは1日だけにするとか、そういう企業努力といいますか、そういうことはどうなんでしょうかね。検討されたことあるんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田部長。

○生活環境部長（長田 治君） 無料の開放日につきましては、ただいま議員さんのほうからのご意見等も、私たちもこの内容を検討するにつきまして、踏まえております。

いずれにしましても、今後、募集を行いまして、そこの部分についても対応ができるような形での仕様書ですか、そういうところをご提示しながら。無料開放日については検討を進めてまいりたいと思っております。

ちょっとお話が戻って恐縮ですけれども、先ほどの課長に、今回の提示額の全般的な趣旨をもう一度補足させていただきます。

個別の料金につきましては、確かにいろいろなご意見があると思います。ただ、合併後、温泉の施設につきましては、福祉の向上、健康の増進を目的に、このような料金体系をとってまいりました。特に68歳以上の方につきましては、ご利用しやすいような利用料というような内容で進めてまいりました。それもやはり甲斐市の温泉施設という運営の1つの特徴だと思えます。今回の改定額につきましても、そこを特に尊重しながら、一定の割合での改定とさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員（山本今朝雄君） はい、わかりました。種々検討をよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（三浦進吾君） 定例会の案件でございますので、9月議会でまたお願いしたいと思っておりますけれども、それでよろしいですね。

続いて、傍聴議員の質疑をお願いします。

一応……

[「いいですか」と呼ぶ者あり]

○委員長（三浦進吾君） 定例会もございますから。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 1つだけちょっと聞かせてください。

梅の里マラソンで志麻の湯を使いますよね、出場した方が。多分市内の小・中学校は参加料無料だから、無料でそのままお風呂に入れると思います。これで、例えばこれが有料化になればどうなのかということも考えられるだろうし、それから一般の方がマラソンの参加料をいただいていますよね。2,000円か3,000円かわかりません。その中で、お風呂も利用できると思うんですよ。そんなときの入浴料のやりとりというのはどうなっているんでしょうかね。後ほどの報告でも構いません。例えば、その参加料の中から温泉のほうにお金が入るのか。

○委員長（三浦進吾君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時29分

○委員長（三浦進吾君） 再開いたします。

当局の答弁を求めます。

新津係長。

○市民生活係長（新津 誠君） 一応山交のほうからもいただいておりますし、山交も取っております。その金額の中で、あくまでも山交の自主サービスということで行っている事業でございまして、お金等はいただいております。

○委員長（三浦進吾君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） また次のほうで構いませんけれども、じゃその日、マラソンの参加者が何人ぐらい利用したのか、それが例えば換算できると思うんですよ。本来は、市が参加料をもらって、その中から入浴料を払うべきだと思うんですが、同じように何かなれ合いか何か、なれ合いと言っては失礼ですけども、お互いに金を要求してないと。じゃ、どこがどうサービスなのか全くわからない部分がありますんで、今でなくて結構なんで、調べておいていただければありがたいなということです。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 要望でいいですね。

○議員（五味武彦君） はい。

○委員長（三浦進吾君） 答弁できますか。

じゃ、答弁を求めます。

新津係長。

○市民生活係長（新津 誠君） 3館合わせて約650人ほどです。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

長田部長。

○生活環境部長（長田 治君） また、今人数は申し上げましたけれども、そのようなどうい
う形での当日の対応かというところは、また後日資料を整理してご説明するというこ
とでよろしいでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で甲斐市民温泉条例一部改正の概要についてを終了いたします。

次に、市民活動支援課関係でその他に入ります。

市民活動支援課より報告等がありましたらお願いします。

ございますか。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） 市民活動支援課からその他ということで報告をさせて
いただきます。

9月定例会におきまして、補正予算を2件お願いするものでございます。

まず、防犯対策推進事業につきまして、LED防犯灯導入に伴いまして、一般社団法人低
炭素社会創出促進協会から交付される二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助事業完
了年月日が平成28年2月末までとなったことから、リース料金の初回の支払いが平成28年
3月となるため、1カ月分のリース料につきまして予算計上をお願いするものでございます。

次に、自治振興事業につきまして、大下条東自治会が実施予定の放送施設の整備に伴う補
助金の補正をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） この件につきましては、定例会の案件でございますので、質疑は省
略させていただきます。

次に、市民活動支援課関係で委員より特にお聞きしたいことがございましたらお願いいたします。

ございますか。

[発言する者なし]

- 委員長（三浦進吾君） ないようですので、市民活動支援課関係、その他を終了いたします。
ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時34分

- 委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

続きまして、（8）意見交換会については、その前に、その他としまして、まず初めに市民窓口課より報告等がございますのでお願いします。

佐野市民窓口課長。

- 市民窓口課長（佐野勝馬君） どうもお疲れさまです。

市民窓口課から、9月の補正予算の提案予定についてご報告させていただきます。

今回の補正予算は、10月からのマイナンバー制度実施に伴います個人番号カード交付事務の国庫補助金を財源としまして、カードの仕分け作業や発送業務、また郵便物の返戻を減らすための居住実態調査等の事務を万全にするために必要な人件費の補正予算の提出を予定していますので、よろしく願いいたします。

また、7月の常任委員会でも説明させていただきましたが、同じくマイナンバー制度導入によります通知カード及び個人番号カード交付に伴います甲斐市手数料条例の一部改正の提出も予定しておりますので、あわせてよろしく願いいたします。

以上でございます。

- 委員長（三浦進吾君） 報告が終わりました。

この件につきましては、定例会の案件でございますので、質疑は省略させていただきます。

次に、税務課から報告がありますのでお願いします。

古屋税務課長。

- 税務課長（古屋正彦君） お疲れさまでございます。

税務課より報告させていただきます。

9月定例議会におきまして、補正予算をお願いするものでございます。

これは市税還付金等の不足見込みによる増額分の補正になります。よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 報告が終わりました。

この件につきましても、定例会の案件でございますので、質疑は省略させていただきます。

次に、学校教育課から報告がございましたのでお願いします。

横森学校教育課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 大変お疲れさまです。

学校教育課の横森ですけれども、よろしく願いいたします。

学校教育課では、9月定例会で補正予算をお願いするものでございます。

補正の内容でございますが、貸し切りバスの運賃料金制度が新たに実施されたところであり、総合体育大会や中学校選手権などに参加する際、会場までの送迎に使用します貸し切りバスの車両借上料が当初の見込みより増額いたしましたので、不足が生ずるため、増額補正を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 報告が終わりました。

この件につきましても、定例会の案件でございますので、質疑は省略させていただきます。

次に、図書館から報告がありますのでお願いします。

剣持図書館長。

○図書館長（剣持豊彦君） お疲れさまです。

本日は貴重な時間をいただきまして、図書館より映画「じんじん」の上映会の開催についてご案内をさせていただきます。

お手元に映画のご案内とパンフレットをお配りさせていただきました。「じんじん」と言う映画の上映会を予定していますので、開催について説明をさせていただきたいと思っております。

この映画は、俳優の大地康雄が企画と主演を務めた心温まるヒューンドラマです。絵本の里として知られる北海道剣淵町を舞台に、最近希薄になりつつある人との出会いのすばらしさや家族のきずなを映し出した映画となっています。

また、絵本を通じて親子のきずなを深めることができ、読み聞かせの大切を伝える心温まる感動作となっており、地域のつながりや親子のきずなの大切さを伝えた内容で制作されて

いることから、平成25年3月に文部科学省の選定作品に、また5月に総務省が初めて後援をしています。封切り以降、全国の自治体で既に500の団体が上映をしており、山梨県でも昨年、市町村会で試写会をするなど取り上げられ、3市2町が上映されています。

上映方法は、ご案内の1の概要中ほどに記載がありますが、映画館がない市町村でも上映が可能なスローシネマ方式を採用しております。スローシネマ方式とは、地域で実行委員会をつくり、時間をかけながら上映の輪を広げ、地域のホールや公共施設を活用した低コストの上映会を開催するもので、ふだん映画に親しみのない多くの人たちに地域のきずなの大切さを伝えようとしての取り組みです。

上映会の内容ですが、上映にかかる経費は、市や実行委員会の負担はなく、全額配給会社の負担となります。なお、券の売上の5%を開催地に上映協力金として寄附される予定です。

上映に当たっては、多くの人に見ていただきたいことから、1,000人を参加目標としております。

今後の進め方としましては、3、開催までの予定に記載がございますが、各種団体の代表の方にまず試写会を見ていただき、その感動を組織内に伝えていただき。一人でも多くの市民と感動を共有できるよう、実行委員会を立ち上げ、チケットを販売していく予定です。そのため、試写会を8月28日の金曜日になりますが、午後6時半から予定しております。

ぜひ上映の趣旨をご理解いただき、議会としても実行委員会にご協力をお願いできればと思います。

なお、本上映は12月ごろ予定しております。詳細につきましては、実行委員会の中で決定していくことになります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑は終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で図書館のその他を終了いたします。

次に、市民窓口課、税務課、学校教育課及び図書館関係で委員より特にお聞きしたいことがございましたらお願いします。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、その他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員が退室を行います。

休憩 午後 3時42分

再開 午後 3時43分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

それでは、（8）意見交換会についてを行います。

お手元に総務教育常任委員会が所管する行政委員等の一覧表を配付してあります。

委員の皆さんより提案等がございましたらお願いいたします。

ございますか。

よろしいですか。

滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） これは、昨年やった消防団との話し合いと同じことですよ。

○委員長（三浦進吾君） はい。

○委員（滝川美幸君） それで、そのときに、たしかいつも毎年学校教育関係をしているので、昨年は消防団という話だったと思うんですけども、今回いろいろな川崎の事件とか、それから大阪の事件とか相次いで、子供たちをめぐる環境の悪さということで、非常に問題になっていると思いますので、できたら、また学校関係、教育関係になってしまいますけれども、そういう関係と意見交換ができたらいいなと希望いたします。

○委員長（三浦進吾君） ただいま滝川副委員長から提案がございましたけれども、ほかにご意見ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今、図書館の館長のほうからも読み聞かせの話とかいろいろありました。図書館の協議会の委員の方との話し合いというのは、一回もやったことないので、もしできればそういった話し合いは一回はしてみたいなというふうに、ちょっと一応希望します。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ほかになければ、ただいま2案ほど提案がございました、また、事務局とも相談して、また委員の皆さん方にご報告させていただければと思いますけれども、どうでしょうか。そんなふうでよろしいでございますか。

ありがとうございます。じゃ、そのようにさせていただきます。

それで、日程でございますけれども、相手方の調整もありますので、また9月の定例会が終わった後、10月か11月ごろということでご一任いただければよろしいと思いますけれども、いかがでございますか。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

団体、日程等は、決定次第、ファクス等によりお知らせいたします。

次に、4、その他に入ります。

委員の皆さんから何かございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、終了いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして総務教育常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時46分